

第4章 騒音・振動

第1節 騒音・振動の概要

騒音・振動は、日常生活に密着した問題で、発生源も産業活動の工場・事業場の他、交通機関、建設作業など、多種多様にわたっています。

騒音は、音響機器やエアコンなど日常生活に伴う生活騒音は比較的発生源からの距離も短く、騒音に対する個人個人の好悪の感覚に差があるところに特徴があり、感情問題も伴って苦情になるケースがあります。建設作業や解体作業に係る騒音の大きさが問題となる苦情も寄せられており、生活騒音や建設作業音も、近隣に対して迷惑をかけていないかどうか、発生者側において注意が必要です。

一方、振動についても騒音とほぼ同様の問題があり、騒音とともに人に心理的、生理的な影響を与えるなど、生活環境を損なうことがあります。

(自動車による騒音・振動については、第3章 自動車公害の章を参照)

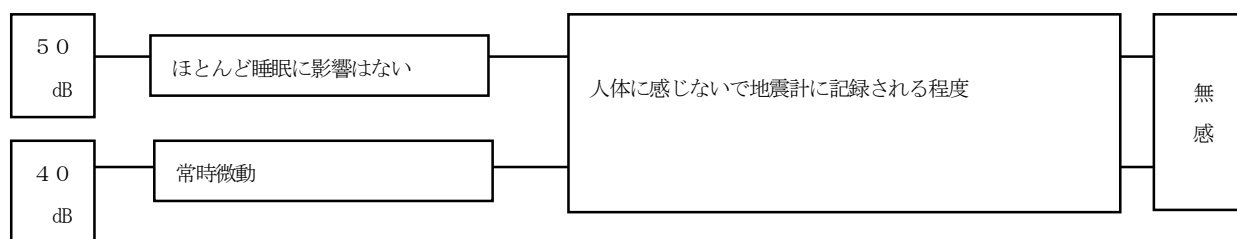
1 音や振動の大きさの目安

(1) 身近な騒音の例

120dB	飛行機エンジン近く
110dB	自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち
100dB	電車が通るときのガード下
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内、電車の車内
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所
40dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音（前方1m）

(2) 振動の大きさの目安

90 dB	人体に生理的影響が生じ始める 産業職場で振動が気になる (8時間振動にさらされた場合)	家屋の振動が激しく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外の飛び出す程度の地震	中震
80 dB	深い睡眠にも影響がある	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ器内の水面の動くのがわかる程度の地震	弱震
70 dB	浅い睡眠に影響がではじめる	大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動く程度の地震	軽震
60 dB	振動を感じ始める	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の地震	微震



第2節 騒音に係る環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が定められています。

この基準を達成するために、騒音規制法において、工場・事業場にかかる規制基準並びに自動車騒音に係る許容限度等を設定するなど、騒音の発生源対策について規定しています。

なお、振動にかかる環境基準は定められていません。

(自動車騒音に係る環境基準は、第3章自動車公害 第4節を参照)

表 4－1 騒音に係る環境基準 (平成 10 年 9 月告示・平成 11 年 4 月 1 日から適用)

地域の類型	時間の区分		各類型を当てはめる地域
	昼 間	夜 間	
AA	50dB以下	40dB以下	都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する地域
A及びB	55dB以下	45dB以下	
C	60dB以下	50dB以下	

注)

1. 評価手法は等価騒音レベルとする。
2. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
3. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
4. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
5. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
6. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

第3節 騒音・振動対策の概要

1 法・条例に基づく規制

産業活動の中から発生する工場・事業場の騒音及び振動問題を規制するため、騒音規制法、振動規制法及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例があります。

これらの法令等に基づき、生活環境を保全する地域を定め、この地域内で特定施設を有する工場・事業場は、事前に届出が義務づけされるとともに、地域ごと、時間帯ごとの区分に応じた規制基準の遵守義務が課されています。

なお、本市における法・条例に基づく規制対象施設の届出数は、表 4-2 のとおりです。

表 4－2 法・条例に基づく届出の状況

項 目 \ 法令別	騒 音 規 制 法	振 動 規 制 法	兵庫県環境の保全と創造に関する条例
事 業 場 数	51	5	121

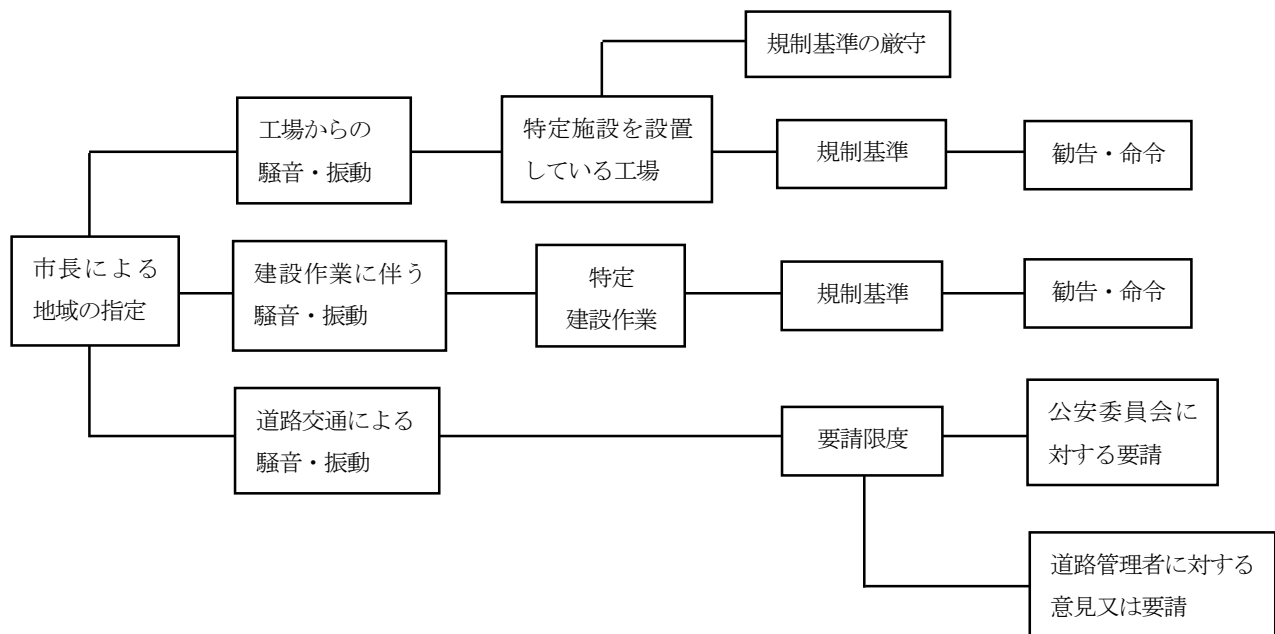


図４－３ 規制の仕組み

表４－３ 特定工場等に係る規制基準

騒 音					振 動		
dB(A)					dB		
区 域 \ 時 間	朝 (6～8時)	昼 (8～18時)	夕 (18～22時)	夜 (22～6時)	区 域 \ 時 間	昼 (8～19時)	夜 (19～8時)
第1種 〔1種低層・2種低層〕	45	50	45	40	第1種 〔1種低層・1種中高層〕 〔2種低層・2種中高層〕 〔1種住居・2種住居〕	60	55
第2種 〔1種中高層・2種中高層・調整〕 〔1種住居・2種住居〕	50	60	50	45			
第3種〔近商・商業〕	60	65	60	50	第2種 〔近商・商業〕	65	60
第4種〔工業〕	70	70	70	60			

2 建設作業騒音対策

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生するものが特定建設作業として政令等で定められており、騒音規制法、振動規制法及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき事前の届出が義務付けされています。この特定建設作業は、作業時間の制限や規制基準の遵守等を規定しています。

本市でも、届出の際に施工者に対し、騒音・振動の防止対策の指導や、事前に周辺住民への周知を徹底するなど騒音・振動の未然防止の指導を行っています。

表 4－4 特定建設作業に関する規制基準

該当法規	特定建設作業 工事の種類	規制 基準	作業禁止時間		最大作業時間		最大作業 日数	作業 禁止日
			甲	乙	甲	乙		
騒音 規制法	くい打機 びょう打機 さく岩機 空気圧縮機 コンクリートプラント バックホウ トラクターショベル ブルドーザー	85dB	19時 から	22時 から	一日の うち 10時間	一日の うち 14時間	連続 6 日	日曜日及び休日
振動 規制法	くい打機 鋼球による破壊 舗装板破砕機 ブレーカー	75dB	翌日の 朝7時 まで	翌日の 朝6時 まで				
環境保全と創造に関する条例(兵庫県)	くい打機 掘削機械 解体作業	85dB						

(備考)

1 規制基準は敷地境界線(発破作業のみ敷地境界線から300m)で適用されます。

2 甲の区域は、騒音規制地域の区域の区分の第1、2、3種区域、及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲80mの区域、乙はその他の区域をいいます。

3 近隣騒音対策

私達の生活環境は大きく変わり、一般家庭からの生活騒音や拡声器から発生する音など身の回りにはいろいろな音が氾濫しています。

これらの騒音のうち、拡声器を使用した商業宣伝や飲食店等からのカラオケ装置による深夜営業騒音については、兵庫県環境の保全と創造に関する条例により音響機器の音量や使用時間の規制が行われています。

しかし、生活騒音は限られた近隣に影響を生ずる場合が多いため、苦情の解決には近隣で気軽に話し合えるよう日常からコミュニケーションを深めるとともに、状況によっては、加害者にも被害者にもなりうる問題であるため、一人ひとりの気遣い、気配りが大切となります。

本市では、快適で住みよいまちづくりを進めるために「生活環境騒音に関する指導要綱」を定めています。